

植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年 4 月22日43農政 B 第699号農政局長通達）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
第 1 定義 1 この要綱で植物検疫くん蒸統括責任者とは、特定化学物質等作業主任者技能講習及び植物検疫くん蒸作業主任者専門講習実施要綱（昭和51年3月5日付け51農蚕第 483号農蚕園芸局長通達）に基づき、植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）が実施する植物検疫くん蒸作業主任者専門講習（以下「検疫くん蒸専門講習」という。）を修了し、植物検疫くん蒸作業主任者を指導できる立場にある者であって、<u>植物検疫くん蒸を実施する者（以下「くん蒸者」という。）</u>により選任された者をいう。 2 （略） 第 2 （略） 第 3 本船くん蒸における危害防止対策 1 くん蒸を認める場合の条件 （略） (1)～(5)（略） (6) 次の各条件に適合する防除業者により、当該くん蒸が実施されること。 ア （略） イ ガス検定器（検知管式、干渉計型、焰色反応型等の検定器をいう。以下同じ。）隔離式臭化メチル用防毒マスク（吸収缶は有機ガス用又は臭化メチル専用とし、面体は全面型又は半面型とする。なお、投薬時に半面型を使用するときはゴグル形保護メガネを着用するものとする。以下「防毒マスク」という。）空気呼吸器、船艙密閉天幕、連絡無線機、救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が十分整備（保安要員用を含む。）されている者であること。 ウ～カ （略） 2 くん蒸作業に係る措置 （略） (1)～(2)（略）	第 1 定義 1 この要綱で植物検疫くん蒸統括責任者とは、特定化学物質等作業主任者技能講習及び植物検疫くん蒸作業主任者専門講習実施要綱（昭和51年3月5日付け51農蚕第 483号農蚕園芸局長通達）に基づき、植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）が実施する植物検疫くん蒸作業主任者専門講習（以下「検疫くん蒸専門講習」という。）を修了し、植物検疫くん蒸作業主任者を指導できる立場にある者であって、<u>くん蒸者</u>により選任された者をいう。 2 （略） 第 2 （略） 第 3 本船くん蒸における危害防止対策 1 くん蒸を認める場合の条件 （略） (1)～(5)（略） (6) 次の各条件に適合する防除業者により、当該くん蒸が実施されること。 ア （略） イ ガス検定器（北川式、理研干渉型、焰色反応型等の検定器をいう。以下同じ。）隔離式臭化メチル用防毒マスク（吸収缶は有機ガス用又は臭化メチル専用とし、面体は全面型又は半面型とする。なお、投薬時に半面型を使用するときはゴグル形保護メガネを着用するものとする。以下「防毒マスク」という。）空気呼吸器、船艙密閉天幕、連絡無線機、救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が十分整備（保安要員用を含む。）されている者であること。 ウ～カ （略） 2 くん蒸作業に係る措置 （略） (1)～(2)（略）

改 正 後	現 行
(3) ガス開放時 ア (略) イ くん蒸中にシャフトトンネルにガス漏れを認め、水密扉で機関室を遮断した場合の開放は、水密扉を開き、機関室の天窓を全開して排気すること。その際ガス濃度が抑制濃度（臭化メチルの場合にあっては1 ppm。青酸ガスの場合にあっては3 ppm。燐化水素の場合にあっては0.3ppm。以下同じ。）以下に低下したことを確認するまでは、保安要員の機関室への立入りは禁止すること。ただし、青酸ガス又は臭化メチルの濃度を当該値以下とすることが著しく困難な場合であって当該場所の排気を行う場合において、保安要員に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させ、かつ、監視人を置いたときは、当該保安要員を、当該場所に立ち入らせることができる。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕 (注) 抑制濃度の確認は干渉計型又は焰色反応型のガス検定器等により、ガス濃度が低下していることをあらかじめ測定した後、検知管法により行うこと。 ウ～ク (略) (4) (略) 第4 はしけくん蒸における危害防止対策 1 くん蒸を認める場合の条件 はしけくん蒸は、次に掲げる条件をすべて満している場合にのみ許可するものとする。 (1)～(6) (略) (7) 燐化アルミニウムくん蒸の場合は、(1)から(6)（(6)のウ、オを除く。）に定めるもののほか、次の各条件に適合する防除業者により当該くん蒸が実施されること。 ア～イ (略) ウ 隔離式燐化水素用防毒マスク（面体は全面型に限る。）空気呼吸器及びガス検定器（<u>検知管式</u>）等が十分整備されている者であること。 2 (略)	(3) ガス開放時 ア (略) イ くん蒸中にシャフトトンネルにガス漏れを認め、水密扉で機関室を遮断した場合の開放は、水密扉を開き、機関室の天窓を全開して排気すること。その際ガス濃度が抑制濃度（臭化メチルの場合にあっては15ppm。青酸ガスの場合にあっては10ppm。燐化水素の場合にあっては0.3ppm。以下同じ。）以下に低下したことを確認するまでは、保安要員の機関室への立入りは禁止すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕 (注) 抑制濃度の確認は焰色反応型のガス検定器等により、ガス濃度が低下していることをあらかじめ測定した後、検知管法により行うこと。 ウ～ク (略) (4) (略) 第4 はしけくん蒸における危害防止対策 1 くん蒸を認める場合の条件 はしけくん蒸は、次に掲げる条件をすべて満している場合にのみ許可するものとする。 (1)～(6) (略) (7) 燐化アルミニウムくん蒸の場合は、(1)から(6)（(6)のウ、オを除く。）に定めるもののほか、次の各条件に適合する防除業者により当該くん蒸が実施されること。 ア～イ (略) ウ 隔離式燐化水素用防毒マスク（面体は全面型に限る。）空気呼吸器及びガス検定器（<u>北川式又はドレーガー式</u>）等が十分整備されている者であること。 2 (略)

改 正 後	現 行
第5 サイロくん蒸における危害防止対策 1 くん蒸を認める場合の条件 当該くん蒸を実施するサイロは、植物防疫所長（支・出張所長を含む。）が指定するサイロであって、かつ、次の各条件に適合する者により当該くん蒸が実施されること。 (1)～(6)（略） (7) 燐化アルミニウムくん蒸を実施する場合には、(1)、(2)及び(6)に定めるもののほか、次の各条件に適合する者により当該くん蒸が実施されること。 ア～イ（略） ウ 隔離式燐化水素用防毒マスク（面体は全面型に限る。）空気呼吸器及びガス検定器（<u>検知管式</u>）等が十分整備されている者であること。 (8) 二酸化炭素くん蒸を実施する場合には、(1)から(2)まで並びに(5)及び(6)に定めるもののほか、次の各条件に適合する者により当該くん蒸が実施されること。 ア 空気呼吸器、ガス検定器（<u>検知管式</u>）、二酸化炭素測定器等が十分整備されている者であること。 イ（略） 2 （略） 第6 （略） 第7 木材天幕くん蒸に関する危害防止対策 1 くん蒸を認める場合の条件 木材天幕くん蒸は、次に掲げる条件をすべて満している場合にのみ許可するものとする。 (1) 当該くん蒸が行われる場所は、原則として指定港の港頭地域内の場所であって、民家、学校、病院、公共道路から15メートル以上離れており、かつ、第三者の立入りを阻止する柵、鉄条などで囲われていること。 (2)（略） 2 （略） 第8 （略）	第5 サイロくん蒸における危害防止対策 1 くん蒸を認める場合の条件 当該くん蒸を実施するサイロは、植物防疫所長（支・出張所長を含む。）が指定するサイロであって、かつ、次の各条件に適合する者により当該くん蒸が実施されること。 (1)～(6)（略） (7) 燐化アルミニウムくん蒸を実施する場合には、(1)、(2)及び(6)に定めるもののほか、次の各条件に適合する者により当該くん蒸が実施されること。 ア～イ（略） ウ 隔離式燐化水素用防毒マスク（面体は全面型に限る。）空気呼吸器及びガス検定器（<u>北川式又はドレーガー式</u>）等が十分整備されている者であること。 (8) 二酸化炭素くん蒸を実施する場合には、(1)から(2)まで並びに(5)及び(6)に定めるもののほか、次の各条件に適合する者により当該くん蒸が実施されること。 ア 空気呼吸器、ガス検定器（<u>北川式又はドレーガー式</u>）、二酸化炭素測定器等が十分整備されている者であること。 イ（略） 2 （略） 第6 （略） 第7 木材天幕くん蒸に関する危害防止対策 1 くん蒸を認める場合の条件 木材天幕くん蒸は、次に掲げる条件をすべて満している場合にのみ許可するものとする。 (1) 当該くん蒸が行われる場所は、原則として指定港又は木材特定港の港頭地域内の場所であって、民家、学校、病院、公共道路から15メートル以上離れており、かつ、第三者の立入りを阻止する柵、鉄条などで囲われていること。 (2)（略） 2 （略） 第8 （略）